

## 会費について(申し合わせ)

令和 5 年 6 月 22 日  
国立大学図書館協会  
第 70 回 総 会

1. 国立大学図書館協会会則 第 5 章第 24 条に定める会費は次のとおりとする。
2. 会費は、基準額に会員の規模区分に応じた係数を乗じて算出する。
3. 基準額は、40,000 円とする。
4. 会員の規模区分は、学術情報基盤実態調査の大学規模の区分に基づき、A(8学部以上)、B(5～7学部)、C(2～4学部)、D(単科大学)とする。ただし、学部第2部(夜間)は学部数として数えない。大学院大学は研究科数を数える。また、大学共同利用機関は D とする。
5. 会員の規模区分に応じた係数は、A は 3、B は 2.5、C は 2、D は 1.5 とする。
6. 以上に基づき、規模区分毎の会費は次のとおりとする。  
A= 120,000 円  
B= 100,000 円  
C= 80,000 円  
D= 60,000 円
7. 会員の所属する大学等の組織に変更が生じた場合は、それに準じて会員の規模区分を変更する。
8. この申し合わせは、協会の財政状況等により、随時見直すものとする。

---

注：この申し合わせは、第50回記念総会(平成15年6月25日～26日開催)において了承された内容を、あらためて定めるものである。